

# 警報発表時の対応

【対象となる警報の種類】 **暴風警報・大雨警報・特別警報**

【対象区域】 「御坊市」

※以下の区分で発表された場合には、御坊市が含まれている事を、地上波デジタル放送のデータ放送等で確認下さい。

「紀 中」 (御坊市、日高郡 及び 有田市、有田郡)

「県 北 部」 (日高郡以北)

「県内全域」

※御坊市に上記警報が発表されず、居住地に発表されている場合には、下記の「危険が予想されると保護者が判断」する場合の要領で、担任(学校)に連絡してください。

## 【発表(解除)時の対応】

- 1 午前7時に上記警報が「御坊市」に発表中の場合は、生徒は自宅で待機してください。定期考査期間中の場合 …… 臨時休校とし、考査は最終日の次に実施します。
- 2 午前11時までに上記警報が解除された場合は、午後の授業を行います。
- 3 午前11時に発表中の時は、終日を臨時休校とします。
- 4 その他の警報(洪水警報・波浪警報など)の場合は、授業を行う予定です。  
ただし、危険が予想されると保護者が判断し、「自宅待機させる」ことを担任に連絡し、後日申請書類を提出することで『登校を要しない日』の扱いを受けることができます。  
なお、危険が去ったと判断される場合には、速やかに登校してください。

## 【登校後に警報が発表された場合】

下校が安全と確認されるまで学校で待機し、その後の状況を学校長が判断します。

- ・利用交通機関等が不通の為、登校ができない場合は、必ず担任(学校)に連絡してください。
- ・地震等の緊急事態についても、上記に準じて対応します。